キ　受変電設備
　変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止、コンデンサーの細めな投入及び遮断、受変電設備の配置の適正化・配電方式の変更による配電線路の短縮・配電電圧の適正化等による配電損失の低減、三相電源に単相負荷を接続させる場合の電圧の不平衡の防止、電気使用設備の稼働調整を通じた電気使用の平準化による最大電流の低減、受変電設備・配電設備の電圧・電流等の適正な管理、電気の使用量及び電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録、設備の定期的な保守及び点検その他の必要な措置
ク　コージェネレーション設備
　コージェネレーション設備の総合的なエネルギー消費効率の向上、総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録、総合的な効率を高い状態に維持するための定期的な保守及び点検その他の必要な措置
ケ　電動力応用設備・電気加熱設備
　電動力応用設備の電動機の空転の防止及び不要時の停止、電気加熱設備における被加熱物の装てん方法の改善・無負荷稼働による電気の損失の低減・断熱及び廃熱回収利用の適正化による熱効率の向上、適正な形状及び特性の電極の採用による電解効率の向上、電極間距離・電解液の濃度・導体の接触抵抗等の適正化による電解効率の向上、電気使用設備の電圧・電流等の適切な管理による電気の損失の低減、流体機械の使用端圧力及び吐出量の見直し・負荷に応じた運転台数及び回転数の適正化による電動機の負荷の低減、電圧・電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録、複数の電動機を使用する際の電動機全体の効率の向上、設備の定期的な保守及び点検その他の必要な措置
コ　照明設備・昇降機設備・事務用機器等
　照度を比較的必要としない作業場等の照明の間引き点灯、照明を利用していない場所及び時間帯における細めな消灯、照度の計測及び記録、照明器具の定期的な保守及び点検、利用の少ない時間帯における昇降機の一部停止、昇降機の定期的な保守及び点検、使用しない時間帯における事務用機器等の電源の遮断、低電力モードの設定、事務用機器等の定期的な保守及び点検、利用の少ない時間帯における自動販売機の消灯その他の必要な措置
サ　建物
　建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合の設計者が持つ温室効果ガス等の排出の削減に資する技術力の適切な評価、温室効果ガス等の排出の削減に資する技術提案を積極的に採用できる環境の整備その他の必要な措置
シ　工場エネルギー管理
　年単位・時間単位等でのエネルギー管理を系統別に実施することによる過去の実績と比較したエネルギーの消費動向等の把握、燃焼設備・熱利用設備・廃熱回収設備・コージェネレーション設備・電気使用設備・空調設備・換気設備・給湯設備等に関する統合的な省エネルギー制御の実施、機器や設備の保守状況・劣化状況等の把握その他の必要な措置
ス　流体・余剰蒸気の活用等
　利用価値のある高温の燃焼ガス又は蒸気の発電及び作業動力等への有効利用、複合発電及び蒸気条件の改善による熱の動力等への変換効率の向上その他の必要な措置
セ　未利用エネルギーの活用
　可燃性廃棄物を燃焼又は処理する際発生するエネルギー・燃料の回収・利用、工場排水・下水・河川水・海水等の温度差エネルギーの利用、水落差・残水圧の利用その他の必要な措置

二　業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1)　温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組
　事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、業務部門活動（日本標準産業分類に掲げる大分類A―農業、林業から大分類F―電気・ガス・熱供給・水道業まで、大分類H―運輸業、郵便業及び大分類R―サービス業（他に分類されないもの）（中分類八八―廃棄物処理業に限る。）に属する事務所並びに大分類G―情報通信業から大分類T―分類不能の産業（大分類H―運輸業、郵便業及び中分類八八―廃棄物処理業を除く。）までに属する事務所その他の事業場において行われる温室効果ガスの排出を伴う事業活動をいう。以下同じ。）における事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。
①　温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、職員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。
②　業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握すること。
③　業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、例えば、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。
④　業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、将来的な見通しし、計画性を持って適切に行うこと。
⑤　④の実施状況及びその効果を把握すること。
⑥　⑤も踏まえ、業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について再検討し、効果的な取組を継続的に実施すること。

(2)　温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置
　事業者は、業務部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施に努めること。
①　温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択
　事業者は、業務部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。
ア　熱源設備・熱搬送設備
　エネルギー消費効率の高い熱源機への更新、経年変化等により効率が低下したポンプの更新、老朽化した配管・バルブ類又は継手類の更新、省エネ冷却塔への更新、ヒートポンプシステムの導入、蓄熱システムの導入、ポンプ台数制御システムの導入、ポンプの可変流量制御システムの導入、地域冷暖房システム等より熱を受ける熱交換器の導入、廃熱利用設備の導入、適正規模の設備容量の熱源機の導入、熱源機の台数制御システムの導入、ガス冷暖房システムの導入、フリークーリングの導入、大温度差送風・送水システムの導入、配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化、木質ボイラーの導入、ペレットストーブの導入、排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新その他の必要な措置
イ　空調設備・換気設備
　空調・換気対象範囲の細分化、可変風量制御方式の導入、ファンの滑車サイズの適正化、ファンへの省エネファンベルトの導入、エネルギー消費効率の高い空調設備への更新、エネルギー消費効率の高いモーターへの更新、ヒートポンプシステムの導入、全熱交換器の導入、外気冷房システムの導入、室外機の設置の際の通風状態等の確認、空調設備のスケジュール運転・断続運転制御システムの導入、負荷変動に応じた運用が可能な換気設備の構成、二酸化炭素濃度等に応じた外気量自動制御システムの導入、空冷ヒートポンプエアコン室外機への水噴霧、地球温暖化係数がより小さい冷媒を使用している省エネ型の空調設備への更新その他の必要な措置